

請 願

平成22年9月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第 9号	22. 8. 23	免税軽油制度の継続を求める請願	岩瀬郡鏡石町	橋本健二	1
			須賀川地方農民運動連合会 会長 丹治実		
請願第10号	22. 8. 23	米価の大暴落に歯止めをかけるための請願	岩瀬郡鏡石町	橋本健二	2
			須賀川地方農民運動連合会 会長 丹治実		
請願第11号	22. 8. 23	EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願	岩瀬郡鏡石町	橋本健二	3
			須賀川地方農民運動連合会 会長 丹治実		
請願第12号	22. 8. 24	「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願	福島市	丸本由美子	4~6
			福島県教職員組合 中央執行委員長 竹中柳一		
請願第13号	22. 8. 24	「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願	福島市	丸本由美子	7~9
			福島県教職員組合 中央執行委員長 竹中柳一		

免税軽油制度の継続を求める請願

2010年 8月23日

須賀川市 議会議員
渡辺 忠次 殿

請願団体 須賀川地方農民運動連合会
代表者 会長 丹治 実
住 所 岩瀬郡鏡石町 [REDACTED]



紹介議員 橋本 健二 (橋本)

〔請願趣旨〕

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年（平成24年）3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税（1ℓあたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願します。

〔請願項目〕

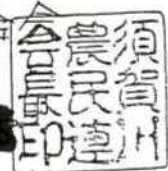
- 1、免税軽油の制度を継続していただくこと



米価の大暴落に歯止めをかけるための請願

2010年 8月23日
須賀川市議会議長
渡辺 忠次 殿

請願団体 須賀川地方農民運動連合会
代表者 会長 丹治 実
住 所 岩瀬郡鏡石町 [REDACTED]



紹介議員 橋本 健二

〔請願趣旨〕

昨年、わずかな米の過剰ではじまった需給のゆるみが、政府が適切な対策をとらなかったために雪だるま式に広がり、米価は9カ月連続で下落し、ついに6月の相対取引価格は史上最低まで落ち込んでいます。

この間、政府の需要予測の狂いもあり6月末在庫は316万トにもふくれ上がる一方、豊作が予想される今年の作柄とも相まって、「米過剰」は一層、深刻化しようとしています。

超早場米の出荷がはじまりましたが、宮崎県のコシヒカリの生産者概算金は前年より2000円も低い1万円となり、それに続く早場米地帯の概算金も千葉県、大分県などで1万円と報じられなど、深刻な事態になっています。

市中相場は新米で12,500円程度といわれ、売れ残っている09年産米は、さらにそれ以下の価格にならざるを得ません。現状を放置すれば、米の需給の混乱も米価の下落もかつて経験したことのない異常事態になることは必至と思われます。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものです。それはまた、国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進めている米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万ト程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願します。

〔請願項目〕

- 1、年産にかかわらず40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。
- 2、米価の下落対策を直ちに講ずること。



EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願

2010年 8月23日

須賀川市 議会 議長
渡辺 忠次 殿

請願団体 須賀川地方農民運動連合会
代表者 会長 丹治 実
住所 岩瀬郡鏡石町 [REDACTED]



紹介議員 橋本 健二 (橋本)

〔請願趣旨〕

飢餓人口が10億人を突破したなかで、穀物の国際的相場は上昇傾向にあり、ロシアでの旱魃被害による小麦の輸出禁止措置など、自然災害がさらに拍車をかけています。

こうした事態は、これまでの輸入自由化万能論のゆきづまりと、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させることの重要性を示しています。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界の農業に押し付けたWTO農業協定路線や、WTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA・FTA路線の見直しを強く求めています。

菅政権は、日豪EPA交渉を推進するとともに、閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」を構築する「工程表」を打ち出し、11月に横浜で開催されるAPEC首脳会議で、農産物の輸入自由化に向けた枠組みをつくるとしています。

APECには太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで関税が撤廃されれば日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかです。

政府は「農業に影響を与えないFTA交渉」を強調していますが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられません。

こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしとし、制度そのものを破綻させかねません。

いま、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

〔請願項目〕

- 1、EPA・FTA推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」構想を撤回すること。



「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を
求める意見書提出」方の請願

2010年 8月24日

須賀川市 議会

議長 渡辺忠次 様

請願者 福島市 [REDACTED]

福島県教職員組合

中央執行委員長 竹 中 柳



紹介議員

丸 本 由 美 子 (丸)



請願の趣旨

私たちは、すべての子どもたちが学ぶ喜びを実感し、豊かな人間性と能力を身に付けることのできる教育を目指しています。そして、保護者、地域の人々と手を携えて、未来を担う人材の育成のため日々努力をしています。「教育は未来への先行投資」といわれるように、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が非常に多くなっています。子どもたちは、さまざまな価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

福島県では、2002 年度（平成 14 年度）に小学校 1 年と中学校 1 年で 30 人学級を実施し、2003 年度（平成 15 年度）から小学校 2 年に拡大して少人数教育を実施しています。そして、2005 年度（平成 17 年度）からは小学校 3 年以上と中学校 2・3 年で 30 人程度学級が始まり、小中学校全学年で県単独の少人数教育が実施されています。福島県教育委員会の調査（平成 19 年度）では、児童生徒は「勉強がわかるようになった」「先生と話をする機会が増えた」、保護者は、「丁寧に見てもらえるようになった」、教員は「個に応じた指導ができる」「指導面で早期に対応できる」など、それぞれの立場で少人数教育の良さを実感していることが明らかになりました。また、生活面での指導の充実にも成果が見られ、暴力行為やいじめの減少にもつながっています。

少人数教育は大きな成果を上げています。そして、児童生徒、保護者、教職員の多くは少人数教育の継続を望んでいます。一方で、標準定数が 40 人学級のまま実施されていることから、多くの講師を配置するため県の財政的負担が大きくなっています。今後さらに充実した少人数教育を行うためには、県の大きな財政負担の改善を進めなければなりません。そのためにも、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制基準を 30 人以下とすべきです。そして、教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を 2 分の 1 に回復し、安定した教育予算が確保される必要があります。また、地方財政が厳しい中でも教育諸条件整備が進められるよう、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など教育予算の拡充を進める必要があります。

このような理由から、貴議会におかれましては、国の 2011 年度の教育予算の拡充に向けて、政府関係当局に対し、地方自治法第 99 条にもとづき、意見書を提出されるよう請願いたします。

請願事項

1. 子どもたちに豊かな教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など、2011 年度の教育予算拡充を求める意見書を提出すること。

要請先 文部科学大臣 総務大臣 財務大臣

2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

福島県では、2002年度（平成14年度）に小学校1年と中学校1年で30人学級を実施しました。その後、2005年度（平成17年度）からは、小中学校全学年で県単独の少人数教育が実施されています。県教委の調査（平成19年度）では、児童生徒は「勉強がわかるようになった」「先生と子どもが話をする機会が増えた」、保護者は、「丁寧に見てもらえるようになった」、教員は「個に応じた指導ができる」「指導面で早期に対応できる」など、それぞれの立場で少人数教育の良さを実感していることが明らかになりました。また、生活面での指導の充実にも成果が見られ、暴力行為やいじめの減少にもつながっています。

少人数教育は大きな成果を上げています。そして、児童生徒、保護者、教職員の多くは少人数教育の継続を望んでいます。今後さらに充実した少人数教育を行うためにも、国の財政負担と責任で学級編制基準を30人以下とする標準定数法の改正が必要です。そして、充実した教育を進めるためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を二分の一に回復するなど教育予算の拡充が必要です。また、地方財政が厳しい中でも教育諸条件整備を進められるように、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など国の教育予算の拡充を進める必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

1. 子どもたちに豊かな教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など、2011年度の教育予算拡充を図ること。

要請先

文部科学大臣	川端 達夫	殿
総務大臣	原口 一博	殿
財務大臣	野田 佳彦	殿

「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の
改善を求める意見書提出」方の請願

2010年 8月 24日

須賀川市 議会

議長 渡辺忠次 様

請願者 福島市 [REDACTED]

福島県教職員組合

中央執行委員長 竹 中 柳



紹介議員

丸本由美子 (丸本)



請願の趣旨

福島県においては、県及び各自治体の努力によって、県単独で30人学級・30人程度学級など少人数学級・少人数指導が実施されています。個々に応じた支援が可能となり、発言・発表など子どもたちの活動が増えるなど、きめ細かな指導により教育効果を上げています。しかし、一方で、少子化による児童数減少によって、複式学級による指導を行わなければならない学校も増えています。福島県における複式学級は年々増加し、平成21年度は公立小学校で220学級が設置されています。県及び各自治体では、複式学級の実質解消に向け教員加配に努力されていますが、まだまだ解消されていません。

複式学級では、一人の教師が時間を区切って学年の異なる子どもたちに直接指導とプリント学習等による間接指導を行っています。学習指導において、直接・間接指導の切り替えがスムーズに行かず学習が停滞したり、間接指導時に思考の中断が生じたりします。課題を克服するために、教員は日々研修を積んで複式学習指導法の技術を身につけ、子どもたちの豊かな学習活動を保障するために多様な工夫・支援を行っています。

複式学級設置の小規模小学校では、児童も教職員も大きな負担を抱えながら学習活動、学校運営を行っている現状にあります。児童及び教職員の負担を軽減し、たとえ少人数でも平等な教育を受けられるよう、複式学級を解消する教職員定数基準の改善を強く願うところです。

また、小規模校ということで、事務職員または養護教員が未配置の学校もあります。子どもたちの学校生活を支える学校事務職員、子どもたちの健康・安全を支える養護教員の役割は通常の学校と同等です。小規模校であっても全校に配置し、子どもたちの学校生活、学習活動を支える教育条件を整えることが必要です。さらに、給食の食数減により、自校給食実施校にもかかわらず、栄養教職員が配置されていない学校も多く存在します。栄養職員の配置されていない学校では、その業務を養護教員等が担っており、自らの業務と合わせて負担過重となっています。食の安全、食育の推進においても、栄養教職員の配置基準の改善が必要です。

このような理由から、貴議会におかれましては、複式学級解消及び、小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善について、政府関係当局に対し、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出されるよう請願いたします。

請願事項

子どもたちに豊かな教育を保障するために、複式学級を解消する教職員定数基準の改善及び小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善を求める意見書を提出すること。

要請先 文部科学大臣 総務大臣 財務大臣

複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書(案)

少子化による児童数減少によって、複式学級による指導を行わなければならない学校も増えています。福島県における複式学級は年々増加し、平成21年度は公立小学校で220学級が設置されています。県及び各自治体では、複式学級の実質解消に向け教員の加配に努力されていますが、まだまだ解消されていません。

複式学級では、一人の教師が時間を区切って学年の異なる子どもたちに直接指導とプリント学習等による間接指導を行っています。学習指導において、直接・間接指導の切り替えがスムーズに行かず学習が停滞したり、間接指導時に思考の中断が生じたりします。課題を克服するために、教員は日々研修を積んで複式学習指導法の技術を身につけ、子どもたちの豊かな学習活動を保障するために多様な工夫・支援を行っています。

複式学級設置の小規模小学校では、児童も教職員も大きな負担を抱えながら学習活動、学校運営を行っている現状にあります。児童及び教職員の負担を軽減し、たとえ少人数でも平等な教育を受けられるよう、複式学級を解消する教職員定数基準の改善を強く願うところです。

また、小規模校ということで、事務職員または養護教員が未配置の学校もあります。子どもたちの学校生活を支える学校事務職員、子どもたちの健康・安全を支える養護教員の役割は通常の学校と同等です。小規模校であっても全校に配置し、子どもたちの学校生活、学習活動を支える教育条件を整えることが必要です。さらに、給食の食数減により、自校給食実施校にもかかわらず、栄養教職員が配置されていない学校も多く存在します。栄養職員の配置されていない学校では、その業務を養護教員等が担っており、自らの業務と合わせて負担過重となっています。食の安全、食育の推進においても、栄養教職員の配置基準の改善が必要です。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

1. 子どもたちに豊かな教育を保障するために、複式学級を解消する教職員定数基準の改善及び、小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善を図ること。

要請先

文部科学大臣	川端 達夫	殿
総務大臣	原口 一博	殿
財務大臣	野田 佳彦	殿